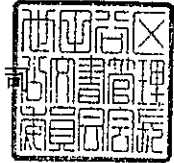




答申第10号
令和4年7月14日

世田谷区長
保坂展人様

世田谷区公文書管理委員会
会長 野村武



令和4年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する
意見聴取について（答申）

令和4年5月26日付諮問第10号で依頼のあった「令和4年度に作成する保存
期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会
において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると
認めます。